

第3回人権ワーキンググループ 議事録

■ **日時**：2025年2月5日（水） 14時00分～16時20分

■ **場所**：オンライン開催

■ **出席者**：（敬称略・五十音順）

委員長：山田美和（日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究 センター 上席主任調査研究員）

委員：有田伸也（認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 理事）、井尻雅之（日本労働組合総連合会 大阪府連合会（連合大阪）副会長）、後藤健太（関西大学経済学部 教授）、高橋大祐（真和総合法律事務所 パートナー弁護士）、土井香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）、富田秀実（一般社団法人サステナビリティ経営研究所 代表）、前野奨（特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会 理事長）、松原稔（りそなアセットマネジメント株式会社 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 常務執行役員 責任投資部担当）

■ **議事**：

1. 開会

2. オンライン上の発言における諸注意と緊急連絡先（資料3-1）

3. 本日出席委員のご紹介（資料3-1）

4. 議事

①持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催前報告書）（案）（資料3-2）

山田委員長 早速ですが、議事に入りたいと思います。委員の皆様の活発なご議論をお願いいたします。第一に、持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催前報告書）について事務局より説明をお願いします。

事務局 第1回WGでもご報告差し上げた通り、博覧会協会では「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画」として、2023年より年一回持続可能性に関する報告書を取りまとめています。これは前回のドバイ万博やオリンピック・パラリンピックと同様の形式で実施しています。閉会後には最終的な報告書を取りまとめたいと考えています。今回は、日程を合わせることができず恐縮ですが、これまでの人権WGの結果も踏まえ、人権に関しては事実関係を中心に記載をし、1月16日に実施した親委員会である有識者委員会にてご報告を差し上げました。2月中の取りまとめを目指しています。

人権に関しては、基本的には人権デュー・ディリジェンスのPDCAを回す形で、これまでのWGを通じて実施されてきたと認識しています。進捗については、前回のWGで一区切りを付け、その内容を記載しました。何かお気付きの点があれば、ご連絡いただければと思います。現時点では、1月16日の有識者委員会において、この形式で取りまとめたことをご説明差し上げます。

この行動計画については、ESMS（イベントの持続可能性マネジメントシステム）を構築し、そこで策定したものです。ESMS は ISO 20121 に基づくものです。これは、先ほど申し上げたことと同様、歴代の東京・ロンドンのオリンピック・パラリンピック、ドバイ万博、最近ではサッカーワールドカップ等の大規模イベントでも取得されている認証システムです。博覧会協会も昨年夏に認証審査を受け、8 月に認証を取得しました。また、ESMS に基づき、博覧会協会として取り組むべき重要課題と目標を設定し、各部署が責任を持ち取り組む持続可能性の計画を定めて実行しています。さらに、取組の成果の監視・評価、内部外部監査を実施するとともに、組織のトップによるマネジメントレビューを行い、ステークホルダーに向けた定期的な報告を行っています。これに関して、具体的には参考資料 3-1 の本文の記載内容の通りです。「はじめに」にて目的を記載し、そのあとに、ISO 20121 に即した持続可能性マネジメントシステムということで、ISO に関する取組を記載しています。その後、「背景」、「取り組むべき内容」、「主な実施事項、検討の状況」を全体の指標としています。これについては、第一回でご報告差し上げた 2023 年版（第二版）から変更はありません。

今年度版では、人権に関する記述を大幅に拡充しました。具体的には、SDGs の 5 つの P に分けて記載しており、「People」の項目では、医療救護対策、感染症対策、防災対策の検討状況および具体的な取組について記載を追加しました。防災対策については、本日まで報告いたします。

また、「Peace」の項目では、人権デュー・ディリジェンスの進捗状況や、人権に関する方針の取組について記載を追加しています。加えて、先生方にご指導いただいたステークホルダーとのミーティング等も実施し、概要を記載しています。

次に、指標・取組に関して、「People」の項目では、いのち、ひと、健康、福祉に関する取組状況として、（資料の）右側に抜粋として記載しました。昨年から継続している取組も含まれております。IPM における国際企画会議でのテーマ・サブテーマの紹介、喫煙の禁止、会場衛生協議会での感染症に関する取組等が記載されています。次ページ以降では、環境や調達に関する取組が記載されています。

14 ページの「Peace」の項目では、人権に関する取組を記載しております。昨年から記載のあるものが中心となりますが、ウーマンズパビリオンの設置、協会内のコンプライアンスや健康相談窓口の設置、ハラスメント研修等の実施について記載しています。

さらに、人権に関する取組の一環として、本日皆様に行っていただく、人権デュー・ディリジェンスの実施や人権方針の策定等について記載しています。

これらに基づき、最重要課題として取り組むべき項目を指標として取りまとめています。19 ページに記載の内容は、昨年から変更はありませんが、引き続き人権デュー・ディリジェンスを推進し、ユニバーサルサービスガイドラインに基づいた万博の実施

を進めていくこと、また、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等についても、着実に取り組んでいくことを記載しています。

さらに、「一人一人がつながるコミュニティ形成に関する指標」として、「TEAM EXPO 2025」を通じて、参加型の万博を目指すための項目を挙げています。

人権に関する取組については、着実に実施していくことを確認しています。また、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーについては、予想される排出量の推計値をより精密なものにするため、今年度は昨年度のデータを修正しました。

非常に簡単ではありますが、以上です。

山田委員長 どうもありがとうございました。ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。

後藤委員お願いいたします。

後藤委員 ご説明、ありがとうございました。参考資料を拝読いたしました。私の専門分野ではないため、的外れなことを申し上げる可能性がございますが、気になった点がありました。先ほどのスライドに記載の通り、人権の取組に関する部分について、「男女の性別にとらわれず、来場者が幸福を感じられるインクルーシブ～」と「ウーマンズパビリオンの設置」という点に、少し違和感を覚えました。SDGs の視点ではジェンダーに関する目標がありますし、日本のジェンダー課題は世界各国と比較して深刻であることは理解していますが、多様な性のあり方について、どのように理解すればよいのか疑問に思いました。

また、参考資料に記載のある、人権に関する普及啓発活動（69 ページ）について、職員向けセミナーの記述を見ると、幹部職員向けにはビジネスと人権に関する指導原則が扱われる一方で、職員向けの研修内容は「協会職員の立場について」、「情報の取り扱いについて」、「利害関係者について」、「入札・談合」、「契約時の留意事項」等、事務手続き上の注意に特化した内容が中心であり、ビジネスと人権の広範な視点を含んでいないように感じました。

同資料（68 ページ）では、昨年 5 月から 12 月にかけて複数回コンプライアンス研修が実施されたと記載されています。一方、配布された資料には、「800 名が参加したビジネスと人権に関する研修を実施した」との記載があり、配布資料と参考資料の草案の内容に若干の違いを感じました。もし職員向け研修が実務的な側面が中心となっているのであれば、もう少しビジネスと人権に関する一般的な研修を実施されてもよいのではと感じました。

山田委員長 後藤委員、ありがとうございます。一点目は、14 ページのウーマンズパビリオンに関する記述の部分についてです。もう一点は、職員向けの人権に関するセミナーのあり方についてです。事務局の方から、お願いできますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。ウーマンズパビリオンについて、表現が男女のみを前提とした表現となっており、その中で「ウーマン」として女性に特化したものと表現されているところをご懸念の点と思われます。現時点において企画趣旨を大きく変更する

ことは難しい状況ですが、担当にはこうした課題意識を伝えていきたいと思います。また、人権に関する取組はこれに限定されるものではなく、テーマウィークといった、テーマに関する週間もあります。そうした機会を活用し、男女という二分される性別の枠組みにとどまらないことについても議論していくことを検討したいと考えています。

人権については、現在の記載で十分に反映できていない可能性もありますが、LGBTQ に関する研修は、有田先生にもご協力いただきながら実施しています。この点については、記載を見直したいと思います。

事務的なコンプライアンスに関する記載が中心となっておりますが、LGBTQ に関する取組も含め、別の取組も行っているため、そうした内容も含め記載したいと思います。ありがとうございました。

山田委員長 ありがとうございます。後藤委員、よろしいですか。

後藤委員 結構です。ありがとうございます。

山田委員長 他にご意見はございますか。特になければ、次の議題に移りたいと思います。

それでは、人権デュー・ディリジェンスの実施状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

② 人権デュー・ディリジェンスの実施状況（資料 3-3）

ア. 外部受付窓口、通報フォームの改善案

イ. 通報件数・事故件数

ウ. ステークホルダーエンゲージメント

エ. その他共有（研修、外部セミナー他）

事務局 2 ページの図は、これまでも何度か呈示しておりますが、今回は人権デュー・ディリジェンスを進めるにあたり、ご評価いただきたいポイントを挙げています。特に通報関連の取組、ステークホルダーとの対話、そして、次のパートでは、「負の影響の予防・軽減策」についてご報告させていただきます。まず通報関連です。前回の WG において、総合コンタクトセンターにて通報やご指摘を受け付けているものの、資料に記載の通り、委員の皆様より「分かりにくい」あるいは「脆弱な立場にあるライツホルダーが通報しにくい可能性がある」といったご指摘をいただいております。現状、協会の総合コンタクトセンターにおいて受け付けているのは、「全般に関する問い合わせ」であり、ここには「人権」という言葉や記載がありません。また、通報者のプライバシーの保護等に関して、分かりにくいということもご指摘の通りかと思います。そのため、改善策として、協会のホームページ内に「博覧会事業に関する人権についての通報窓口」をホームページ内に新設する予定です。

通報の受付については、主に E メールとなりますが、郵送でも受け付けます。ただし、電話での通報は、従来通りお問い合わせ窓口での対応となります。このような形で改

善案を検討しておりますので、ご確認いただき、過不足があればご指摘いただければと思います。

また、通報フォームも新たに設けます。こちらは、匿名での通報が可能であることや、プライバシーに配慮することを明記し、現実には生じた人権課題を選択いただくことで、円滑な処理につなげていきたいと考えています。また、他のページ同様、本ページも英語版を用意し、掲載していく予定です。

通報者に対するご案内として、通報から案件終了に至る段取りを示すことを検討しています。①受付・審査の段階では、原則として5営業日以内に調査を開始するかどうかを返答し、調査を進めない場合でもその旨を（通報者へ）返答します。②調査の段階に進んだ案件については、事実関係をケースに応じて専門家を交え、中立公正な見地から調査を行います。そして、③通報者に対する救済については、調査結果を踏まえ、状況や必要に応じて通報者と被通報者との間でコミュニケーションを図る、あるいは適切な措置の対応を図るという旨を明記したいと考えています。①から③までの処理期間の目安としては、調達コードの仕組みと同様に約2か月を目安とし、その旨を記載しています。

次に、12月末時点の人権に関する通報実績についてです。前回より多少増加しており、（7ページの）左側に記載のある博覧会協会内に設置している「コンプライアンス」「ハラスメント」「健康関連」の三つの窓口への通報件数となります。中央に記載の総合コンタクトセンターへの通報件数は、前は1件だったものが、今回は3件となりました。

口頭にて簡単に内容をご説明いたします。1件目は、スタッフの発言に関する事案です。PRイベントにおいて、協会職員のハラスメント的な発言について通報がありました。協会として、通報者に事実関係を確認したところ、発言者本人も認めたため、通報者に謝罪し、被通報者には協会幹部より注意を申し渡し、発言者本人も十分に反省しております。

残りの2件は、いずれも多様性に関する内容です。1件目は、協会が作成したPR関連のツールにおいて多様性が欠如しているのではないかと指摘でした。こちらは既に通報者への謝意を示すとともに、協会幹部とも事案共有を図り、再発防止に努めています。もう1件については、現在内容を精査中です。

右側に記載されている、調達コードに関する受付件数は12月末時点では1件でした。前回は1件でしたが、その後調達コード不遵守の有無を判断する案件ではないと1月にアドバイザリー会議での助言も踏まえて判断し、先に進まないこととなりました。委員の皆さまの中には、このアドバイザリー会議において、お力をお借りした委員もいらっしゃると思います。本件は、通報者にご了解を得ております。以上が通報実績に関するご報告となります。

事故に関する報告については、会場整備工事において、事故に遭われた方が休業 4 日以上となった労災件数です。9 月に 3 件、10 月に 3 件、11 月に 2 件発生しましたが、12 月は、幸い発生件数はゼロでした。工事の進捗に伴い、大規模な建設工事から内装・展示工事へと移行し、作業員の量・質が変化しています。現時点で死亡事故や重傷事故は把握していませんが、中には 3 メートルからの転落事故等の事案が確認され、負傷者の中には外国人も含まれています。なお、個別の詳細については控えさせていただきます。

次に委員の皆様のご協力を得て行っているステークホルダーの皆様との対話についてです。今回は、前野奨委員にご紹介を賜り、全国脊髄損傷者連合会様と 11 月に実施しました。協会の人権の取組についてご紹介したあと、様々なご要望・ご意見を賜りました。（資料の）下部に記載していますが、ユニバーサルデザインを施した初の万博ということで、皆様にご注目いただいています。この中で、車椅子専用の駐車場の台数やトイレの個数に関する情報提供の要望がありました。また、車椅子利用者向けトイレの名称について、「誰でもトイレ」という名称では、健常者が利用する事例があり、本来必要な方が使用できないという問題があるため、名称の再検討を求める意見もありました。さらに、会場内のユニバーサルデザインだけでなく、自宅から会場までの交通手段や、ユニバーサルサービス対応についての情報発信を求めるご要望もありました。事務局より、ゲート付近に最も近い場所に車椅子専用駐車場 200 台分を確保し、全トイレにバリアフリースイッチを設置する計画や、「誰でもトイレ」という呼称は使用せず、「バリアフリースイッチ」という名称で統一する旨を回答いたしました。参考までに、会場内で入手可能なユニバーサルなツールをご紹介します。（10 ページの）公式ガイドマップは、3 月頃にインターネットや全国の書店等で購入できます。更には、公式のバリアフリーマップ、公式のセンサリーマップ、触知図の 3 種類のサポートツールも用意する予定です。センサリーマップは、光や音、匂いに敏感な皆様への特別な会場地図です。触知図は、点字によるマップです。視覚障害者の方が利用し易いように設計されます。これらは、公式ホームページからのダウンロード、あるいは、触知図については、全国の盲学校等でも配布予定と聞いています。さらに、聴覚障害者向けのコミュニケーションツールも用意される予定であり、視覚障害者向けのサポートツールについても近日発表予定で検討しています。

こちらが（11 ページ）先ほど後藤委員よりご指摘を受けた内容にも関連しますが、11 月から 12 月にかけて、博覧会協会の職員向けにビジネスと人権に関する研修を、約 800 名を対象に行いました。このテキストは、専門家と相談のうえ作成し、国連の「ビジネスと人権の指導原則」に沿った内容となっております。過去の国際的なイベントにおける人権侵害の事例や、人権デュー・ディリジェンスの概要、人権への負の影響が発生する 3 類型については図を用いて解説しました。主な感想を、（資料の）中央

に記載しています。また、研修冒頭では持続可能性局長から、この（本研修の）位置付けをしっかりと説明しております。

さらに、万博開催が近づく中で、多くの運営スタッフを雇用する時期に差し掛かっています。お客様をお迎えする運営スタッフの皆様にも人権に関する研修を受講いただきます。一例として、スタッフの中でもゲストサービスアテンダントとして接客するスタッフ向けの研修では、ユニバーサルサービス、LGBTQ、異文化理解（異なる文化を持っている他者への理解）ということで国際儀礼（プロトコール）等の内容を、それぞれ原課よりスタッフに向けて研修を積極的に実施して参ります。こちらは3月に終了すると聞いております。

外部向けには、近畿経産局主催で12月に「ビジネスと人権」セミナーを実施しました。（本セミナーには）約100名の参加者があり、非常に熱心にご参加いただきました。以上が資料に関する説明となります。

最後に、マスコミでも報道されているフジテレビに関する事案について報告がございます。博覧会協会としても決して無関係ではなく、同社には広告出稿の予定がありました。しかし、当面はコマーシャル出稿を見送る方針を決定し、併せて、事実関係の早期解明を求める申し入れを行いました。さらに、会期中に同社主催のイベントが会場内で実施される予定ですが、最悪の場合は、イベントの見直しも検討せざるを得ないと判断しています。

以上を申し添え、人権デュー・ディリジェンスに関する説明を終わります。

山田委員長 人権デュー・ディリジェンスの実施状況について、人権に関する通報窓口を分かり易く設置されるという点があり、これに関して、ご意見をいただければと思います。次に、事故報告等について説明がありました。それから、前野委員のご協力を得てステークホルダーエンゲージメントが実施されたこと、また、様々なアクセシビリティツール等が用意され、協会内でもビジネスと人権に関する研修等が実施していることが報告されました。最後に、フジテレビに関して言及がありました。人権に関する窓口について、これまでの一般窓口とは別に人権窓口を設け、人権に関する通報を受け付けられるようにした点について、ご意見いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

前野委員、お願いいたします。

前野委員 幅広いジャンルにわたりご説明ありがとうございます。そして、我々の仲間に対して聞き取りを実施していただき、大変感謝申し上げます。人権に関する通報窓口について、ホームページから窓口へ移動できるとのことですが、何度かホームページを確認したものの、どこから通報窓口へアクセスすればよいのか少し分かりにくいと感じました。おそらく「問い合わせ」よりアクセスできるのかもしれませんが、全面的に分かり易く、アピールするという意味でもバナーを作成する等の工夫をし、通報窓口へアクセスできるようにすることがよいのではないかと思います。こうした取組は、

人権に関する啓発にもつながり、実際に通報を考えている方にとっても通報し易くなるという点で、「人権を重視している」という姿勢を示すことができると思います。是非ホームページ上でより分かり易く、目立つ形にしていいただければと思います。

また、会場へのアクセスについて、私自身、委員として活動する中で、会場までのアクセス方法についてよく質問を受けます。基本的には電車を利用するのが一番便利かと思い、そのように回答しています。一方、車を利用する場合のアクセス経路や、どれくらいの時間で会場に入場できるのかといった情報が、さらに詳しく掲載されていると迷わずに万博に来場でき、実際に万博へ行くことを検討される際の判断基準にもなるかと思います。

山田委員長 前野委員、ありがとうございます。続きまして、高橋委員をお願いします。

高橋委員 高橋です。前回の WG での議論を踏まえ、このように窓口をより見える形にしていいただくことを検討されている点については、非常に評価できる部分だと思います。ただ、前野委員からもお話があった通り、より少し分かり易い形にしていこう工夫をさせていただければと思います。また、前野委員のご意見にも関連する点ですが、総合的な窓口の中で、あえて人権の窓口を設けている背景についても、より分かるように示していただけるとよいのではないかと感じました。

次に、4 ページ目の「問合わせフォーム」の記載についてですが、「次頁参照」とされており、その中で「『人権方針』に抵触もしくは抵触が疑われる案件に対応します。」といった説明が記載されています。ただ、ここでは、協会として人権方針を明示し、人権を尊重していることを示すことがよいと思います。その一環としてこの窓口が設置されていることを明確にするため、人権方針のリンクを設け、参照できるようにすること等は最低限対応された方がよいと思っています。人権方針の実施の一環として、窓口が設置されていることをご理解いただくことで、通報者の方にもより信頼されやすくなると思いました。

次に、6 ページ目についてもご報告させていただいてもよろしいでしょうか。こちらでは、通報から案件終了までのステップが記載されています。この点については、調達コードのグリーンバンスにも類似したような形式で記載いただいている点は有益だと思います。ただ、細かい点ですが、二点目の「②調査」に関して、「事実関係などにつき、ケースに応じて、専門家等も交えて中立公正な見地より調査します。」と記載されています。私自身も企業の内部調査等を実施する際に、中立公正を心がけたいと考えていますが、企業・団体が（自ら）受け付けた案件について、企業（・団体）自身が中立性を完全に保つことは難しいのではないかと思います。そのため、「中立公正」という言葉を使用せず、「適切に調査する」等といった記載にしていいただけるとよいのではないかと思います。

三点目の「③救済」や是正措置に関して、もちろん被害への救済もありますが、それと同時に、協会として講じる是正措置や予防措置もあると思います。そのため、「救

済と是正措置」という表記にすることがよいかと思います。細かい点ではございますが、ご報告させていただきました。以上です。

山田委員長 高橋委員、どうもありがとうございます。では続けて、有田委員、ご意見を伺います。お願いします。

有田委員 ご説明いただき、ありがとうございます。また、相談窓口の改善案を早速作成いただいたことに感謝申し上げます。

4 ページに記載の内容について、下部に記載されている「お名前などの個人情報を伏せての匿名でのご相談・通報が可能です。私たちは、相談者のプライバシーを尊重し、秘密を厳守します。」という記載について、これに加えてこの情報がどのような範囲まで共有されるのか、という点を、一言だけ追加いただきたいと思います。例えば、受付審査の段階では特定部署の担当職員が確認し、調査のステップに至った場合には専門家を交えて情報が共有される等、情報共有がされる範囲とステップを簡単に記載いただくと、より相談がし易くなる可能性があると思っています。性の多様性に関すると、自身のマイノリティ性のあるアイデンティティを開示することになります。そのため、アイデンティティがどの範囲まで開示されるのか、情報共有がされてしまうのかということは、一つの重要な観点かと思います。プライバシーの尊重や秘密厳守については記載されているため、これに加えて、情報共有の範囲が、どのステップでどこまでされるか、1 行から 2 行程度で補足いただければと思います。

次ページ (5 ページ) の通報フォームについて、氏名欄の横にスラッシュを入れ、「氏名／通称名」と表記することで、通称名の使用も可能であることを示していただきたいと思います。個人によっては、家庭裁判所で戸籍上の名前を変更していなくとも、普段の生活では通称名を使用している方も多くいます。そのような方々が戸籍上の氏名を記載しなければならないのかと迷い、通報が止まってしまう可能性もあるため、通称名も可能ということで選択肢を追加いただけると嬉しいです。

また、その下の米印とされている箇所にて「通報窓口の担当者と円滑なやり取りを可能にするため、ご氏名を明らかにしての通報を推奨します。」と記載いただいておりますが、先ほど申し上げた、通称名や戸籍上の氏名の観点から、氏名がなくとも調査は進められるのではと思います。例えば、この表現は削除を検討いただき、続く文言を、「問題解決を迅速に図るため、通報する事象の具体的な内容の記載をお願いします。」という表現にする等、匿名であっても通報する事象の具体的な内容が記載されていれば、しっかりと審議はできるかと思います。そのため、前文は削除でもよいのではないかと思います。また、ハラスメントを実際に受けた方が、氏名を明らかにして相談をすることに対して、報復の観点等から不安を感じ、結果として相談をためらってしまう可能性も考えられます。より脆弱な立場に置かれている方々の視点に立った際に、「これを（氏名を明らかにすること）推奨する」という一言はなくてもよいの

ではないかと感じました。特権がある（立場の）強い方のメッセージのような印象を受けたため、この表現はなくてもよいと思います。

山田委員長 有田委員、どうもありがとうございます。続きまして、富田委員、お願いいたします。

富田委員 窓口に関して、今後「人権」ということで記載を変更されとのことで、私の理解が正しいか確認したいです。これまでのコンタクトセンターは、ある種、あらゆる案件を受け付ける窓口だったのではないかと思います。今回の改定案を拝見すると、人権に関する通報窓口とされており、人権に限定されてしまうことになっていますが、それでよいのでしょうか。例えば、コンプライアンス違反や企業倫理等、倫理に関わる問題等については、逆に通報ができなくなるのではないかという懸念があります。この点について、どのように整理されているのかが気になったポイントです。

また、「人権方針に抵触する～」等と記載されていますが、万博の人権方針自体は人権デュー・ディリジェンスを実施する方針を示した内容であり、具体的な人権課題についてはあまり記載されていません。そのため、人権方針を参照しただけでは、どのような事案が通報対象になるのかが分かりにくいのではないかと感じました。人権に詳しい方であれば理解できるかもしれませんが、どのような内容の通報を受け付けられるのかを想定されて（人権方針が）作られていないように思います。そのような観点から、（一般の方にとっては）分かりにくさは否めないのではないかと思います。また、対象範囲に関しては、調達コードに関する通報窓口も別に設けられているため、その関係性についても明確にした方がよいのではないかと思います。どのような案件をどの窓口に通報すべきかを示すガイドのようなものを用意することが望ましいのではないかと思います。

さらに、先ほどの議論にもありましたが、通報がどのように取り扱われるのかについても、しっかりと記載した方がよいと思います。例えば、報復行為が起こらない仕組みや、通報者が不利益を被らないこと、通報内容が無視されることがないこと等を明示的に記述した方がよいのではないかと感じました。

山田委員長 富田委員、どうもありがとうございます。通報窓口に対するご意見については一区切りとしたいと思います。おそらく、今までコンタクトセンターという窓口であらゆる案件を受け付けていたところに対し、人権を重視するという方針の下で、分かり易い人権専用の窓口を設けるべきだという考えから、協会として様々な工夫をされた案が出されたのだと思います。

一方で、人権窓口を設けることで、通報者が「これは人権問題なのか、どこに通報すればよいのか。」と迷う可能性があるというご意見もありました。人権に限らず、より広い意味での通報をどこで受け付けるのかが分かりにくい、というご意見もあったかと思います。

座長の立場としては、協会が人権を尊重する方針を明確にし、それが伝わる窓口とすることが重要なのではないかと感じています。

今、委員の方々から様々なご意見をいただきましたが、事務局の方からご回答いただけますか。

事務局 山田先生、ありがとうございます。多くのご意見を頂戴いたしました。前野委員、高橋委員からご指摘のあった通報の窓口について、博覧会協会のホームページを開くと、右上に「問い合わせ」のバナーがあり、そこからアクセスできる仕組みになっています。また、前回のWGでも高橋委員からお話があったように、こうした通報を行う方は、「持続可能性」という言葉に馴染みがある方ではないかということでした。「持続可能性とは」というページを設置しているため、その中に人権に関するお問い合わせのバナーを設置し、2か所の経路からアクセスできるような方法を検討しているところです。

また、文言の追加に関しては、ご指摘いただいた点を踏まえ、作成の際には、私どもだけでなく、専門家とも協議しながら対応いたします。場合によっては委員の皆様にもご意見を伺う可能性があります。何が可能で、どこまで対応できるかについて、より個別にご相談させていただくこともあるかもしれませんが、検討して参りたいと思っています。

次に、（問い合わせを）「人権に限定してよいのか」というご指摘についてですが、総合コンタクトセンターはその名称の通り、万博に関するあらゆるお問い合わせを一括して受け付ける窓口となっています。ホームページにも、全般的な問い合わせ以外に、Q&A等を含め、様々な問い合わせに関する情報を掲載しています。しかし、現状では、コンプライアンスに特化したページは設けられていませんが、今後どこまで範囲を広げるべきかについては、原課とも相談し、承ってご回答したいと思います。

また、調達コードとの関係についても、協会内で検討いたします。

山田委員長 （通報窓口の）入口に関してどのように対応するのか、それから、通報者がどのような情報を記載する必要があるのか、さらにその後どのように情報共有が行われ、どの段階で審査が実施されるのかといった通報のステップについて、より精査をする必要があるということかと思います。

ポイントとしては、特に申し立てをしにくい人がどのように通報し易くなるかという点に力点を置き、分かり易い仕組みを構築することが重要だと感じています。

通報窓口に関しては、以上でよろしいでしょうか。（※委員からのご発言はなし）

人権デュー・ディリジェンスについて様々な実施状況をご説明いただきました。アクセシビリティについては、先ほど前野委員からも、車で来場する際のアクセスについて具体的な案内が必要ではないかというご意見がありました。また、研修や現場での事故報告等についても説明がありました。これらの点に関していかがでしょうか。

後藤委員、お願いします。

後藤委員 ありがとうございます。前回の報告書ドラフト内に記載のある調達について、例えば、万博でスタッフが着用するユニフォームに関して、多様性の観点や機能性・耐久性に優れている点、環境に配慮した素材であること等が記載されています。しかし、第1回WGでも申し上げた通り、本来、調達コードにおいてサステナビリティを考える際には、ビジネスと人権の視点が重要であると考えます。デザインや機能も大切ですが、それ以上にビジネスと人権の視点が重要であり、サプライチェーン上で適正な労働環境が担保され、その上で製造された製品を調達しているという点が重要ではないかと思います。この点に関する言及が報告書にないと思います。

山田委員長 後藤委員、ありがとうございます。報告書の中でユニフォーム等に関する記述があるものの、我々（協会）が重視しているのはデザインのみならず、サステナビリティという観点から調達が行われていることを記載すべきではないかというご意見でした。事務局の方からお願いいたします。

事務局 ユニフォームに関する報告につきまして、素材や製造過程における人権への配慮については、我々もヒアリングを通じて確認しています。少々記載が不十分だった可能性もあるため、再度検討させていただければと思います。

山田委員長 ありがとうございます。協会として、今回のような調達を行っているという点が、これまでの万博と異なる点であるため、適切な調達を行っているという点を報告書の中に記載していただければと思います。

続きまして、高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 高橋です。ありがとうございます。現在のデュー・ディリジェンスに関する取組状況について教えていただき、ありがとうございました。特に、万博会場の建設段階において、建設工事等に伴う様々な労働環境等が重要な課題ということで、様々な対策が講じられてきたこと、また、（事故は）発生しているものの、それに対する対策や対応がなされていることは、評価できる部分だと思います。

一方で、私からは是非伺いたい点として、第一回および第二回のWGにおいて「人権への負の影響の評価」に関するマッピングを示していただきました。その上で、私たちの方でも意見をご報告させていただく機会があったかと思います。その際に気付いた点として、準備期間中と万博開催期間中とでは、人権への負の影響の課題が大きく異なることが示されました。また、多くのライツホルダーの方々が関与することで、新たな課題への対応が求められるのではないかと考えています。その点について、現在どのように検討されているのか、また今後どのように整理・対応を進めていく予定なのかを伺いたいと思います。

具体的には、三点についてお尋ねします。

一点目は、国際的な様々な紛争等に関与する役人や政府がパビリオンとして出展するケースが想定される中で、NGOや市民の方々による抗議活動が会場で発生した場合、協会としてどのように対応するのか、悩ましくセンシティブな問題ではあると思いま

すが、このような問題にどう対応するのか、という点についてご説明いただきたいと思います。オリンピックでは政治的なメッセージを禁止する具体的なルールが設けられていますが、万博ではどのような運用を想定しているのでしょうか。例えば国際人権 NGO の土井委員等ともエンゲージメントを行いながら、検討を進める予定があるのか等、（ご意見を）伺いたいと思います。

二点目は、これまで、ハラスメント防止の取組が進められてきたかと思いますが、万博開催期間中は、様々な来場者の方、公式参加者・出展者の方々がいらっしゃる中で、特定の組織内で発生するハラスメントだけでなく、カスタマーハラスメントのような形で異なる組織間でハラスメント等が発生する可能性もあるかと思います。このような問題に関して、どのように認識し、どのような対策を講じる予定なのか、伺いたいと思います。

三点目は、フジテレビにも関連する内容ですが、万博開催期間中には、様々なメディアやエンターテインメント関係者が関与し、万博会場でのイベントにも参加することが想定されます。その際に、関係者における人権への負の影響について、どのように確認を行い、どのような対応を進めていくのか、現時点で直ちに実施する対応ではなくとも、今後のご予定も含めて、ご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

山田委員長 高橋委員、ありがとうございます。WG の立ち上げ当初から、事務局にて人権デュー・ディリジェンスのマッピングを進めてきたかと思います。今回の議論ではそのスライドが提示されていないため、皆様の記憶がどの程度残っているかは分かりませんが、高橋委員がご指摘された点は、準備期間と開催期間では関係者の幅が広がり、重点を置くべき課題も変化しているという点だと理解しています。まさに、人権デュー・ディリジェンスを実施する上で、潜在的な負の影響について、より具体的かつ多角的に検討する必要があるというご指摘かと思います。

一点目は、紛争に関与している国のパビリオンに対し、NGO 等の抗議活動が発生することが想定されるため、その準備をどのように進めるのかという点についてです。二点目は、ハラスメントに関して、単に顧客との関係における問題ではなく、より複雑な組織間のハラスメントの可能性があるのではないかということ、三点目は、メディアやエンターテインメント業界に関する負の影響についても、考えていく必要があるのではないかと思います。

今後、人権デュー・ディリジェンスの取組をさらに実施するため、どのようなことが潜在的な負の影響として考えられるのかということをもっと深く考えていくべきではないかというご意見だと思います。

この点について、事務局はいかがでしょうか。

事務局 山田先生、ありがとうございます。事務局よりご説明いたします。事故に関しては、一定の評価をいただいたものと認識しております。また、負の影響が会期中に徐々に移り変わっていくという点について、高橋委員からご指摘を頂戴しました。

会場内での抗議活動やデモについてですが、犯罪行為は論外として、こうした行為に関しては、博覧会協会として「禁止行為」として総括し、対応のルールを策定し、既にホームページ上で公開しています。これに従い、犯罪が起きた場合には必要に応じて警察とも連携しながら厳粛に対処していきたいと思います。

また、カスハラ等新たなハラスメントの発生に関するご質問について、先ほどご紹介した、スタッフ向け研修の中でも取り上げていると考えています。これは一例ですが、今後も原課とコミュニケーションを図りながら、内容について改めてご報告させていただきます。

最後に、メディア・エンターテインメント関連の対応について、会場内で行われた場合は禁止行為に該当します。また、昨今 SNS 等での誹謗中傷等が繰り返られることもあります。この点についても、メディア関係者向けに SNS ガイドラインを定め、既に配布を行っております。今後、ガイドラインに該当するような事例が発生した場合には、禁止行為への対応と同様に厳粛に対処する方針であることを申し添えます。以上でございます。

山田委員長 座長権限で恐縮ですが、「負の影響をアセスメントする」ということは、潜在的なリスクを想定し、禁止事項を増やしていくという話ではないかと思います。高橋委員のご意見のポイントが正確に伝わっていないのではないかと感じました。高橋委員、もう一度（補足を）お願いできますか。

高橋委員 ありがとうございます。禁止行為を定めていただいているという点については、私も今教えていただき、拝見しました。例えば、犯罪行為や外部への迷惑行為が禁止されるということは理解しています。

一方で、人権への負の影響として記載されている内容や前回・前々回の議論の中で言及された事項を確認すると、「来場者の表現・集会の自由」等にも触れられています。もちろん、違法行為や迷惑行為は明確に禁止されるべきですが、それ以外の様々な異なる問題については、一律に禁止とするのではなく、まずは潜在的なリスクの洗い出しは今後も継続していただければと思います。全てをルールとして規定するだけでなく、人権の通報窓口や各種グリーバンスを通じて対話を促進し、解決を図るといったケース等、様々な対応が考えられると思いますので、整理を進めていただけるとありがたいと思います。

その際には、この人権 WG が設置されているため、多様な立場のステークホルダーと関係する専門家とエンゲージメントを行うとよいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

山田委員長 高橋委員、ありがとうございます。続きまして、土井委員お願いします。

土井委員 会場内で抗議活動等が発生した場合の対応について、平和的な活動である限り、人権侵害に対する抗議行為は尊重されることが基本であると思います。犯罪行為等と同列に扱うべきではないため、この点については再度慎重にご検討いただきたいと思います。

次に通報の処理に関する点について、通報が可能であることをウェブサイト等で多言語対応し、日本語ではもちろんのこと、世界中に周知しようとされている点については、その意図と努力が伝わり、大変よいことだと思っています。一方で、通報件数が少ないため、通報の処理も少ないという点については、残念なことではあります。もちろん、様々なコードや方針が定められ、それが遵守されているからこそ通報が少ないという側面もあるとは思いますが、人間の行動において完全に問題が発生しないということはないと思います。そのため、通報があり、改善された案件がどれだけあるのかということは、非常に重要だと思います。以前のWGでも申し上げたことではありますが、通報を増やすために、さらなる働きかけが必要だと思っています。日本語で人権の窓口を明示する取組は、一つの努力として評価できると思いますが、SNS等を活用し様々な形式で対外的に発信していくこと、特に、海外の様々な言語でのSNS発信について、どのようなプラットフォームを活用し、どのくらいの頻度で発信しているのか、お伺いしたいです。例えば、日本のコミュニティではFacebookが広く活用されていると聞いております。そのため、なるべくそういった方々の目に留まるように、継続して努力する必要があるのではないかと考えています。サプライチェーンは日本国外にも広がっているため、そうした問題の解決に、万博が役に立ったというレガシーを作っていただきたいと強く思っています。

また、通報の処理状況や事故の状況をお知らせいただきありがとうございます。これをできる限り詳細に公開し、透明性をより高めることが、通報しても解決につながらないと考え通報をためらう人々の心理的な障壁を取り除く上で重要だと考えます。例えば、通報があった事案がどのように処理され、改善につながったのか、あるいは対応が不要と判断された理由も含め、できる限りの範囲で（情報を）公開すべきだと思います。現在どの程度の情報が公開されているのかについて、教えていただければと思います。

最後に、この場で発言すべき内容が分かりかねますが、他に適切な機会がない可能性もあるため、お伺いします。現在、ご準備で大変な状況かと思いますが、「人権のレガシー」として、万博終了後に万博が何を残そうとしているのかについて、お伺いしたいと思いました。

加えて、ご指摘のあったウーマンズパビリオンについて、ウェブサイト等を拝見した限りでは、女性の人権に関するパビリオンであると理解していました。LGBTQのコミュニティ、ないしはSOGIの関連も扱うパビリオン等があるのかという点についてもあわせてお伺いしたいと思います。

山田委員長 土井委員、多岐にわたるご意見、ありがとうございます。初めに、NGO 等による抗議行為等については、平和的な活動である限り、犯罪行為とは区別すべきというご意見がありました。

それから、通報件数が少ないという点については、単に件数の報告ではなく、通報があったことで何かが改善されたということが重要であるため、窓口をホームページ上に掲載するだけではなく、SNS 等でどの程度発信しているのかという点についてご質問がありました。また、事故報告はどの程度公開されているのかという点も議題に上がりました。

それから、大きな課題として、協会全体として人権のレガシーをどのように考えているのかという点、そして、ウーマンズパビリオンに加えて LGBTQ 等に関するパビリオンがあるのかどうか、という点についてのご意見・ご質問だったと思います。

事務局の方からご回答をお願いできますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。事務局説明が不十分だったかもしれませんが、禁止行為とは、あくまで公序良俗に反する行為や犯罪行為を禁止しているもので、表現の自由等が許されるのは当然のことです。会場内では、この点を明確に区別していきたいと思っています。

また、最後に言及する予定ですが、会期中には、協会職員による「SUS パトロール（仮称）」という見守り隊を結成し、博覧会場内を巡回することを考えています。資料 3-6 に基づき、後ほど触れたいと思います。

通報処理の周知について、不足しているのではないかとご意見賜りました。外部通報については、調達コードに関する窓口と、新設予定の人権の通報窓口があります。調達コードについては、これまでも調達 WG にて同様のご意見をいただいていたため、広く周知するという点で、1,000 以上の事業者に対し、一斉メールを発信するとともに、建築事業者等の工区での集会等で、協会が直接周知をする活動を行っています。昨今、案件が増えていることを踏まえ、さらなる周知の強化を心掛けたいと思います。ただし、多言語での周知が十分であるかについては、反省すべき点もあると認識しています。事業者内に外国人労働者がいる場合は、個別に多言語対応のツールがある旨を、個別にメール等を通じてお伝えしています。別の発信方法については、協会内で検討したいと思います。

次に、人権のレガシーに関するご指摘について、非常に重要なご指摘だと思います。万博史上初めて、人権デュー・ディリジェンスを実施していますが、こうした取組を社会全般に定着させていくことを求めています。

補足ですが、SOGI・LGBTQ に関するパビリオンはございません。社会課題に特化したという視点で博覧会協会より出展するパビリオンは、「ウーマンズパビリオン」です。先ほどの説明を少し修正させていただくと、これまで女性が十分に活躍できていなかったということを顧みて、女性がどう活躍できるかということをテーマにしたも

のです。そのため、男性・女性の区別の中で LGBTQ をどう位置付けるかという点とは、少々視点が異なると考えています。

LGBTQ や SOGI に関するパビリオンはございませんが、「テーマウィーク」を通じて人権等を取り扱う期間が設けられています。人権については、LGBTQ 等も含めて様々な課題について議論がされると思います。

また、この点はレガシーの話にもつながりますが、デュー・ディリジェンスを通じた社会への定着は意図している一方で、万博は議論の場であり、様々な人がコミュニケーションする場と捉えています。そうしたコミュニケーションを通じて、ある意味で意図していないレガシーも形成されるのではないかと考えています。こうした場を提供することも、万博の一つの重要な役割だと思っています。

そのため、人権に関してはテーマウィークを中心に、こうした場を提供し、そこから生まれる新たな形のレガシーもあるのではないかと考えています。

山田委員長 どうもありがとうございます。それでは松原委員お待たせしました。ご意見お願いします。

松原委員 私から、事故報告について少しご教示いただきたいことがございます。今回の事故は、前回の一部工区の事故に関する議論を受けて、より詳細なご報告という位置づけかと思います。まずはご報告ありがとうございます。

素人的な発想で大変恐縮ですが、一つ目は（報告の対象期間を）7 月から 11 月とされている理由について伺います。また、（事故の対象が）「会場整備工事」に限定されていますが、その他に管理すべき領域はなかったのかという点についてご見解をお聞かせください。

それから、休業 4 日以上 の 事故件数 という基準でご説明されています。これは重大事故につながる可能性がある事例としてリストアップされているかと思います。その報告の中で労働安全衛生の教訓につながった事案があったのかどうかご教示願います。

（事故の）報告自体も重要ですが、その中で重大事故につながりかねない事例があった場合、それを防ぐ仕組みを、管理・マネジメントする立場として考える必要があると思います。重大事故につながりかねない事例あった場合、それらに対してどのように対策を講じようとしているのか、事例がある場合はご紹介いただきたいと思います。このような問題については、私たちも企業とエンゲージメントを行う際に、重大事故につながりかねないという問題を放置するのではなく、次にどのような形で対応につなげていくのか、繰り返さない仕組みをどのように構築していくのか、といった点は関心のあるところです。

事故が発生したこと自体を問題視するのではなく、その後の対応が非常に重要な取組であると考えています。そのため、そのような取組について私たちにご教示いただきたいと思います。

山田委員長 松原委員、ありがとうございます。こちらのスライド（８ページ）にある万博工事に関連した事故報告について、もう少し詳しくお伺いしたいというご意見がありました。まず、報告の対象期間が７月～１１月に設定されているのかという点、そして、会場整備工事が対象となっていますが、それ以外にも留意すべき場所があるのではないかとこの点についてのご質問がありました。

また、重大事故という観点では、この事故からどのような教訓が得られたのか、それが今後の事故防止につながる打ち手としてどう活かされているのかというご指摘だったと思います。事務局の方からお願いいたします。

事務局 松原先生のご質問について、全て確実にお答えできる状況ではありませんが、まず７月からとしている理由についてご説明いたします。

協会では、事故報告をホームページで公開する時期を７月からと定めており、我々でもその時期から事故内容を把握しているため、その通りご理解いただければと思います。

また、重大事故等の発生に伴う影響についてですが、現時点ではこれ以上の詳細な情報を得るのが難しい状況です。具体的な事故名はこの場でお示しできませんが、大きな事故については、工事関係者から再発防止策を提出してもらい、それが認められた段階で工事を再開するという措置をとっています。

また、頂いたご意見につきましては、参考にさせていただきながら、今後も事故の内容等を収集していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山田委員長 松原委員、いかがでしょうか。

松原委員 ありがとうございます。この取組は会期前だけではなく、会期中や会期後においても同様に求められる事案だと思っています。最後の最後までこの枠組みを維持しつつ、ここで働く多くの方々の労働安全衛生にしっかりと対応していただきたいと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 可能な限り、関係部局とコミュニケーションを取りあっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

山田委員長 ありがとうございます。続きまして、有田委員、お願いします。

有田委員 先ほど事務局から、会期中に見回りを行う方がいるというお話がありました。多様性の観点からも、そうした対応が必要だと思っています。気づいたことを、どう変えるべきか、どう対策すべきか、ということについては、複数名で話し合えば答えが見えてくるものだと思います。ただ、いかにそれに気づけるかということが重要であるため、その観点からも、協同等させていただければ嬉しいです。

今回の通報のうち３件のうち２件が多様性に関するものであったとのお話もあります。万博は世界中から様々な人々が集まり、より多様性のある状況での開催となりますため、是非その点は一度お考えいただけると嬉しいです。

最後に、土井委員からも言及があり、大変嬉しく思いました。ありがとうございます。LGBTQ・SOGI に関する立て付けについては、今回は設けられていないということを、私たちも前々から認識していたため、持続可能性部の方にご相談し、他の部を紹介していただきながら、シングルイシューである人権課題を、LGBTQ に関する人権課題としていかに可視化できるかという点について取り組んでおります。特に次回の開催地である中東では、性の多様性に関する人々の置かれている現状は日本とは比にならないほど厳しい状況です。そのため、日本においてこの課題を可視化し、レガシーとして、一つのシングルイシューである人権課題を、(LGBTQ の人権課題をとして) 残していけるかということに注力しています。この点について、協会の皆様、また委員の方々にも、引き続きご協力いただけたら嬉しいです。

山田委員長 有田委員、ありがとうございます。多様性および LGBTQ に関する可視化について、より私たちで促進できるのではないかと、いうことでした。事務局の方からご回答をお願いいたします。

事務局 有田委員、ありがとうございます。後ほど詳細をご説明いたしますが、多様性も含め、複数の目で見回りを実施していきます。また、そのような取組に対してご助言をいただけることは、大変ありがたく思います。

③ 負の影響軽減策

ア. 長時間労働対策 (資料 3-4)

山田委員長 それでは、次の議題に移ります。負の影響の軽減策についてです。

事務局 それでは、私より協会職員の長時間労働への対策についてご説明いたします。長時間労働抑制、職員の安全と健康管理、協会組織運営の三つの項目に分けてご説明いたします。

まず、長時間労働抑制策について、(1) チャイム付き時計については、前回ご報告させていただいた通りです。(2) 時差勤務実施要領の改定については、これまで基本となる勤務時間が「9 時～17 時半」および「9 時半～18 時」の 2 種類のみで実施していましたが、要領改定により、夜間や早朝勤務を想定し、全 13 種類のパターンを設定しました。これにより、業務内容に応じた適切な勤務時間を設定することが可能になりました。

続いて、職員の安全と健康管理について、(1) 健康チェックの強化として、長時間労働者の健康チェックを受ける基本となる勤務時間数を引き下げ、より早期に対応できるようになりました。具体的には、これまで月 80 時間以上の残業者を対象に健康チェックシートを送付していたところを、60 時間以上に引き下げました。健康チェックシートに基づき、産業医面談を行う等、適切な対応を実施していると聞いています。(2) 産業医面談の実施については、これまでのご報告の通りです。

協会組織運営の(1) 組織体制の見直しとして、従来は「局・部・課」という体制で実施していましたが、会場運営に適した局を単位とした体制へと見直し、意思決定の迅

速化を図っています。我々の持続可能性局についても、見直しの一環として、これまで企画局内の「持続可能性部」として運営していましたが、今回の見直しで「持続可能性局」となりました。(2) 増加する業務への対応として、職員の増員や担当業務の見直しによる業務量の適正化を図ることで、長時間労働の抑制を図っています。

イ. 防災実施計画の概要（資料 3-5）

事務局 危機管理局で防災計画を担当しております。2024 年 9 月に策定・公表した防災実施計画の概要について、資料 3-5 に沿ってご説明いたします。まず、スライド 2 をご覧ください。

博覧会の防災計画には、防災基本計画と防災実施計画がございます。防災基本計画については、2023 年 12 月に初版を策定・公表し、その後、2024 年 9 月に協会内部の組織名称等の時点修正を加え、防災実施計画とともに改訂・公表しています。防災基本計画の内容は、計画の対象範囲やエリア等、災害・被害想定等を記載しています。これに対し、防災実施計画では、防災基本計画を前提とし、災害時の組織体制、会場内に設置する危機管理センターの運用、関係機関との連携・役割分担、地震の他、天候や気候等、災害ごとの対策を記載しています。

次に、防災基本計画・防災実施計画の策定にあたり、有識者、大阪府、大阪市、消防、警察、国の関係機関で構成する安全対策協議会を設置し、意見・助言をいただきながら策定を進めました。協会の下部に防災分科会を設置し、特に防災計画については、防災分科会において有識者 3 名のうち、防災・減災対策の専門家である京都大学防災研究所の多々納教授、兵庫県立大学大学院の阪本教授に特にご指導をいただきました。防災実施計画の概要です。計画の目的は、会期中に災害から、外国人、高齢者、身体ともに障がいをお持ちの方をはじめ、全ての来場者の安全を確保し、安心して訪れることができる博覧会の実現を目的としています。防災実施計画の主な項目は、組織体制、気象への対応（台風・落雷・猛暑）、地震・津波への対応、水・食料・物資備蓄、船舶による代替輸送、緊急時の傷病者搬送でございます。なお、本概要版については一般の方もご覧になることを想定し、台風等の気象に関する事項を前方に配置する等、本編とは配列を変えているため、ご了承願います。

資料内(5 ページ) に、会場内に危機管理センターを設置することを記載しています。ここに我々が常駐し、平時より警戒警備体制を敷きます。協会内に交通局がございますが、公共交通局にて、来場者輸送情報センター等の当協会の各部署とともに、警備に対応いたします。また、会場内に常駐する警察・消防は、危機管理センター内の一つの警察・消防署と同規模で常駐いただきます。この他、一部の海上保安庁の職員が、数名危機管理センターに常駐します。また、夢洲の北側に船着き場を設置し、船もつけることになっております。そのような国の治安機関の方の他、パビリオン、警備スタッフと連携・協力し、対応いたします。また、ご協力いただく病院より、医師等の

派遣をお願いしており、危機管理センターには統括医責任者を配置し、会場内の診療所・応急手当所等を統括いたします。

紙面（5 ページ）の右側をご説明します。大規模災害時には、協会内において災害対策本部を設置し、事務総長をトップとして協会全部門で、災害応急対策を実施いたします。国、大阪府、大阪市をはじめとする関係機関と連携・協力し、対応を進めます。災害対策本部の設置基準として、地震・津波については、大阪府で震度 5 弱以上を観測したとき、大阪府に大津波警報・津波警報、または津波注意報が発表されたとき、南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき等です。その他、事務総長が必要と判断した場合としています。風水害等については、大阪府に最大風速 30m/s 以上が予想されるときとしています。これは、府域の予想最大風速で陸上（における風速）となりますが、気象庁の階級において、「強い（風）」相当以上を目安としています。また、大阪市地域防災計画に定められている災害対策本部の設置基準も参考にしています。それから、二つ目は大阪府に特別警報が発表される時、三つ目は、急な雷等が発生したとき等、会場内で屋内への退避を呼びかける見込みがあるときです。その他事務総長が必要と認めたときとしています。

次に台風が接近している場合、フェーズⅠからⅤのステップを設けています。最近、台風の最接近が予想される 5 日ほど前から、気象庁の大阪管区気象台が情報発信を行います。おおよそ 2 日前には大阪管区気象台が台風説明会を実施し、自治体や公共の関係機関、報道機関を対象に説明を行います。説明会では、暴風警報の発出日時等について、説明が行われます。そのような情報を基に、鉄道会社等の各交通機関は計画運休の発表をするため、それらを入手しながら、閉場に関する判断をいたします。台風の際は、事前に休止の判断を行うことを考えています。来場者のみではなく、職員やパビリオン等のスタッフも出勤困難となるため、こうした対応をいたします。

次に落雷リスクへの対応についてです。（8 ページの）図の中ほどに掲載の通り、左から右へリスクの程度を示しています。「警戒無」から小・中・高としています。まず、資料の上段では、気象庁の情報、気象庁の協賛企業の協力により落雷リスクを想定します。落雷リスクが高まったと判断された場合、危機管理センターより協会内部で情報共有のうえ、パビリオンや施設との受入調整や、警備員に連絡を取り、避難誘導や、施設や屋内等への誘導の準備を行います。資料の下段の通り、来場者には、会場内の放送等によりお知らせするとともに、大屋根リング場等、落雷リスクの高い場所への立ち入り制限をし、必要に応じて段階的に屋内施設への避難誘導をいたします。次に、猛暑への対応でございます。環境省が公表している「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」を参考に、暑さ指数（WBGT）を指標とした対策を実施して参ります。まず、一つ目に、情報提供・啓発についてです。来場者やホームページ等をご覧いただいている来場予定者へのお知らせが非常に大切だと思っています。事前に準備をしていただくよう呼びかけます。環境省や気象庁が発表する「熱中症警

戒アラート」が発令されていれば公式アプリ掲載し、来場者や来場予定者に準備をしていただくよう呼びかけます。また、会場内では放送やデジタルサイネージにより、来場者に帽子の着用、日傘の使用、日陰での休息、水分補給の重要性などを案内します。

次に、二つ目の待機列等に対する対策についてです。まず入場ゲートで待機列が発生することが考えられます。十分なレーン数の確保を確保するとともに、特に人気のパビリオンは、予約制とすることを想定しています。このような待ち時間の短縮を目指しますが、待機列が発生するところでは、パーゴラの設置等、日よけを作る対策をお願いしています。加えて、入場ゲートでは、スポットエアコンを配備し、遮熱性の舗装を施すとともに、会場内では飲料水や暑熱対策用品の販売を行い、テント・パラソル等の日射抑制を行います。三つ目の給水環境の整備について、店舗での飲料水販売の他、自動販売機、マイボトル給水機、ウォーターサーバーを各所に設置します。四つ目の医療・救護体制について、別途、医療救護対策の計画を別チームが作成していますが、その中のポイントを記載しています。会場内に診療所を3か所、応急手当所を5か所設置し、診療所では医師も常駐していますが、看護師等医療スタッフによる対応を行います。

次に、地震・津波への対応です。大阪市域付近においては、上町断層帯地震等の直下地震や南海トラフ地震等、津波を伴う海溝型の地震が想定されています。これに対応するため、大規模地震発生後におけるフェーズⅠからフェーズⅤまで（の区分を）設定し、大阪府や大阪市とともに対応を行って参ります。最大で3日間（72時間）の対応を想定しており、公共交通（機関）等の運転再開等の一部啓開が早まる状況では、フェーズⅡが該当し、フェーズⅢ・Ⅳは省略され、フェーズⅤに至ります。また、3日間の一時滞在も想定しています。南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、国、自治体、それから交通機関と調整・連携し、対応いたします。

次に、水・食料等物資の備蓄についてです。協会としては60万食の調達を予定しています。（詳細は）紙面の（11ページ）の右下に一覧表を示しています。この60万食の他、会場内の物販やレストラン等も対応が可能であれば、協力いただくことを考えています。このように、発災後3日間の備蓄物資を確保して参ります。協会が調達する60万食については、アレルギー対応や宗教的要素としてハラル対応を行っています。協会としての60万食の備蓄に加え、大阪府・大阪市より、繁忙期を念頭に、合計30万食をご協力いただくことになっており、会場内の備蓄倉庫に保管して参ります。なお、パビリオン等の出展者については、勤務者向けの備蓄品の準備をお願いしております。このような内容を、「防火・防災等ガイドライン」に記し、出展者にお知らせしています。

最後に、協会としては、これまでご説明した一時滞在や帰宅支援、物資の備蓄等に対応してまいります。夢洲での滞在がさらに継続するような不測の事態の場合、船舶

による代替輸送を行うため、大型船が接岸できるよう、府・市に対して要請を行います。さらに、救急車による傷病者の搬送が困難な場合等、万が一夢洲が孤立する事態を想定し、ヘリコプター等による輸送・搬送について関係機関と連携し対応いたします。

なお、今年 1 月 17 日に大阪府主催で、ヘリコプターや船舶による救助等の実働訓練が夢洲で行われました。これは、夢洲では会場の建設工事が進行中であるため、夢洲での対応と見立て、舞洲で訓練が行われたものでございます。自衛隊、警察、消防、海上保安庁、大阪府・市等の関係機関の協力のもと、協会も参加し、不測の事態発生に際し、このスライド 12 に示す対応事項を実施できるよう確認いたしました。

山田委員長 事務局より、協会職員の長時間労働対策と防災実施計画についてご説明をいただきました。ご質問のある委員の方は、挙手をお願いいたします。前野委員、お願いします。

前野委員 ご説明ありがとうございます。防災に関する部分について、テロ対策やサイバーセキュリティ、また、韓国で発生した事故のような人混みにおける事故への対策についての説明がなかったかと思います。これらの点については、別の部署における検討事項となっているのでしょうか。もし、既に何らかの取組が進められているのであれば、簡単にご説明いただけたらと思います。

事務局 テロ対策については、別のチームが対応しています。

別途警備計画がございますが、公表するとテロの標的となる危険性があるため、非公表としています。ただし、お話できる範囲でご説明します。

昨日、報道各社でも取り上げられたように、夢洲駅で化学物質が散布されたことを想定し、大阪府・市、消防、警察の対応について、訓練を実施しました。このように、テロ対策訓練は実施しており、機微な情報ではありますが、警察等の関係機関と連携しながら対応して参ります。

サイバー関連はセキュリティ局が担当していたかと思いますが、入場に関しては、東ゲート・西ゲートにおいて手荷物検査を実施します。空港のセキュリティチェックと同様の検査を行い、液体の成分検査を含め、化学物質が持ち込まれないように検査を行います。このような対策を通じて対処して参ります。

回答できるのはこの範囲となります。

山田委員長 先ほど前野委員の方から、最後に一点、ご指摘がありました。多くの方が万博に来てくださることは喜ばしいことですが、混雑状況への体制・準備についてのご質問が含まれていたかと思います。

事務局 これは、先ほどの説明が不足していたかもしれませんが、スライド 5 の中下段が示す通り、施設警備隊、イベント警備隊、先ほど示したゲート警備隊、会場警備隊もでございます。危機管理局で警備会社と契約し、時間断面で最大 2,000 人の警備員を配置

し、雑踏対策をいたします。例えば、入場ゲート前の混雑が発生しやすい場所では、間隔をあける等、警備員が適切に誘導いたします。

また、会場内では各所でイベントが行われる予定です。イベント局や主催者と連携し、韓国で発生したような雑踏事故が発生しないよう、対処いたします。特に、有名な方が出演するイベントが開催される際には、会場の西側のエキスポアリーナでイベントが行われると思いますが、外から様子を見ようとする人々による雑踏が発生する可能性もあります。これらの状況を想定し、事前に調整を行い事故防止に努めております。

山田委員長 ありがとうございます。前野委員、よろしいですか。

前野委員 ご丁寧にご説明ありがとうございます。

山田委員長 続きまして、富田委員、お願いいたします。

富田委員 長時間労働に関してですが、施策が評価し難い部分はあります。ただ、実態としてどのような状況なのかが分からない限りは評価ができないため、現時点で長時間労働が深刻な問題になっているのか、また施策を導入することでどの程度低減されたのか、データの面で示していただけるとより分かりやすいと思います。今日でなくても構いませんが、可能であればお示しいただければと思います。

また、人員が増強されたとのことですが、以前、大阪府の職員が追加で投入されたという記事を読んだことがあります。逆にこの対応が、大阪府内の職員の労働負荷が増大しているのではないかという懸念もあるようです。万博側の労働環境の改善が、結果的に別のところで新たな負荷を生んでしまう可能性もあり、人権の側面では、「（負の影響を助長している）Contribute」となる可能性があります。この点について、本日でもなくても構いませんが、教えていただければと思います。

防災について、コミュニケーション、特にアナウンスの多言語対応がどこまで可能なのか、確認させてください。世界各国から来場者が訪れるため、日本語や英語のみでは不十分な可能性があると思います。ハラル対応等の実施は非常によいと思いますが、（それと同様に、災害や緊急時の）アナウンスが適切な方に届くのか、という点が気になっています。

それから、先ほどの前野委員の質問にも関連しますが、特定のイベントに人が集まりすぎることに、パニック状態が発生した際にどのように対処するのが非常に大切だと思います。例えば、想定されているかは分かりませんが、弾道ミサイルが発射された際に「屋内に避難してください」と指示が出た場合、そもそも屋内に入りきれないほどの人がいる可能性も考えられます。そのような状況で、来場者が混乱してしまう事態が発生する可能性も十分にあると思います。（屋内に）入りきらないことを前提として、どのように対応をするのかを含めて、配慮が必要ではないかと感じました。

必ずしもお答えいただかなくてもよいと思いますが、まずはコメントといたします。

山田委員長 それでは続けて高橋委員のご意見をお伺いします。

高橋委員 富田委員からお話がありました二点目について、多言語対応はどのようにされているのか、特に防災時において、外国人の方々は緊急時に情報が得られないことで不安を感じるケースがあり、過去の様々な災害時にも同様の状況が発生していました。今回、様々な国籍の参加者や来場者が訪れることが想定される中で、どのように対応がされているのか教えていただければと思います。お願いします。

山田委員長 それでは、長時間労働に関して、事務局の方からお願いできますか。

事務局 まず、長時間労働に関する実際の対策の効果について、どの程度リスクの軽減につながっているのかという点につきましては、改めてメール等で報告させていただきたいと思います。

現時点で把握している範囲では、やはり会期直前ということもあり、業務量が大幅に増大していると聞いております。そのような状況の中で、人事部門としてもできる限り対応を進めていることをご理解いただければと思います。また、詳細なデータが入手でき次第、改めて報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、大阪府への負担に関しても、何かコメントできる情報があれば、ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

山田委員長 事務局より、多言語対応とパニック状態時の防止（に関する対策）についてお答えいただけますか。

事務局 まず、多言語対応について、平時における放送等との調整も必要だと思っていますが、音声による案内については、日英としています。一方で、デジタルサイネージに関しては、日・英・韓・中（簡体字）での表示を行う予定です。地下鉄等の表示と同様に、情報が多すぎると（伝わりにくくなるため）、端的に伝えることを意識しながら整理を進めています。

また、先ほど警備員を各所に配置すると申し上げましたが、翻訳アプリを警備員に保持いただき、約 30 言語に対応できるよう準備することを考えています。また、危機管理センターにおいては、パビリオンからの通報等を想定し、協会の公用語である英語・フランス語で受付対応ができる体制を整えます。こちらが、コミュニケーションアナウンスとなります。

次に、パニック防止について、人気イベントや著名なアーティストが出演する際等に群衆が発生する可能性もございますが、地震等の突発的な事象が起こった際、外国人来場者の中には慣れていない方も多く、大きな動揺が生じることが予想されます。そのため、まずは先ほど申し上げた（翻訳）ツールを活用し、「落ち着いてください」と上手く伝えることができるよう調整・検討中です。その後、落ち着いていただいた上で、次の行動を誘導させていただこうと思っています。

山田委員長 ありがとうございます。委員の先生方いかがでしょうか。何かご意見ございますか。（※委員からのご発言はなし）

山田委員長 本日は防災計画についてお話しいただき、ありがとうございました。特に、災害発生時において、外国人、高齢者、子ども、そして身体的に障害をお持ちの方といった、特に影響を受けやすい脆弱な立場の方々に配慮した形で計画が策定されており、お話を伺えて良かったと思います。

④ 次年度の取組（資料 3-6）

山田委員長 それでは、少し時間が過ぎてしまいましたが、最後のアジェンダである次年度の取組について、事務局の方からお願いします。

事務局 来年度の取組について、人権デュー・ディリジェンスは継続して実施していきますが、先ほど高橋委員からも指摘があったように、会期中は人権リスクの発生場所が変わってくる可能性があります。そのため、負の影響のリストをいくつか（カテゴリーに）分けて提示しました。必要に応じて、ライツホルダーとのエンゲージメントも含めて対応していきます。

WG については、会期中に一回、会期後に一回の実施を予定しています。また、4月の開幕後、8月の中旬には、先ほども申し上げた通り、8つのテーマによる「テーマウィーク」が開催されます。そのうちの一つが「平和と人権」でございます。8月の中旬より9日間開催されます。その際、お時間が許せば、暑いさなかではございますが、会場見学の機会を設けるとともに、対面ならびにオンラインでの参加も可とするハイブリッド形式での開催を検討しています。会期後のWGでは、最終報告書を取りまとめるため、発行前に評価としてご審議いただければと思います。

また、会期中の「SUS パトロール（仮称）」についても言及しました。会期が始まると、多様な来場者が訪れるため、持続可能性の観点から人権に限らず様々なチェックポイントを部内では検討しています。こうしたチェックポイントについて、先ほども有田委員より「どう気付くのが大切である。」という重要なご指摘をいただきました。この取組は「人が人を見る」活動でもあり、スタッフ教育が不可欠です。感度を高め、こうした観点で会場内を見回り、問題があれば迅速に対応できるよう進めていきます。

山田委員長 今のご説明に関して、ご指摘・ご質問はございますか。（※委員からのご発言はなし）

人権デュー・ディリジェンスの実施については、本日の議論の前半でも触れられましたが、状況や関わる人々の変化を踏まえ、継続的かつ多角的なアプローチでデュー・ディリジェンス進めていただければと思います。また、SUS パトロール（仮称）も楽しみです。

これで本日の議事を終了いたします。いただいたご意見やご質問に関しては、事務局で検討を進めていただきたいと思います。また、本日十分に発言いただけなかった点や新たなご提案がございましたら、後ほど事務局までメール等でご連絡いただければと思います。

本日も委員の皆様方、活発なご議論をいただき誠にありがとうございました。最後に、事務局より事務連絡をお願いいたします。

閉会

事務局 山田委員長、どうもありがとうございました。事務連絡です。本日のご議論については、議事録を作成し、ご出席者の了解を得た上で、会議資料とともにホームページに掲載し、対外的に公表する予定です。事務局にて内容をまとめ、皆様にメールでご確認をお願いする予定ですので、ご確認よろしくをお願いいたします。

また、追加のご質問やご意見がございましたら、来週 2 月 12 日（水）を目途に、メール等で事務局までお寄せいただければと思います。また、第 4 回人権 WG については、現時点では 8 月頃を目途に、夢洲会場視察とあわせて開催する方向で検討しております。後日、日程の調整表をご送付いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会を終了いたします。皆様、本日はご参加いただき、誠にありがとうございました。

以上